

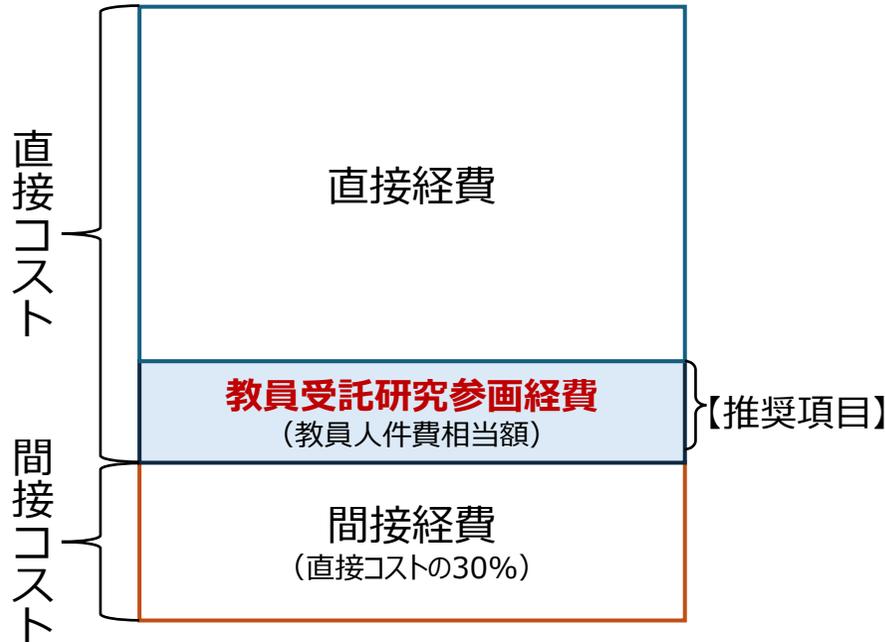
民間企業等との受託研究制度への 知の価値導入のご案内

研究開始日および変更・延長期間の開始日が
2025年度4月1日以降の契約対象

名古屋大学
学術研究・産学官連携推進本部



【設置経費】



名古屋大学では、共同研究に対し、文部科学省、経済産業省の「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」で推奨された“研究者の「知」への価値付け”に対応する制度として「教員共同研究参画経費」の制度を導入しています(令和5年度実績：延450件、総額260百万円)。

この度、受託研究においても教員共同研究参画経費と同様の「教員受託研究参画経費」の導入を行います。

本経費は、研究者のこれまでの研究実績・蓄積に対する対価、当該研究への関与時間に対する報酬等として、その全額をインセンティブとして教員へ支給するものです。

本経費の導入により、教員のコミットメントに対する自覚とモチベーションのアップに繋がることが期待できます。

本経費の趣旨をご理解いただき、導入を検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【教員受託研究参画経費】

- 本経費は教員インセンティブ（研究者への手当等）として全額配分する。
- 教員参画経費の基準単価（エフォート10%相当）は、年間で教授160万円、准教授・講師100万円、助教80万円とし、受託研究内容や参画する教員の研究実績等に応じて上記とは異なる金額設定も可能とする。
- 原則として公的資金を原資としない民間企業を契約の相手先とする受託研究を対象とする。
- アカデミア提案型臨床研究及び治験については本経費の設定はできない。



産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】

—産学官連携を通じた価値創造に向けて— (2020年6月 文部科学省・経済産業省)

特徴

- ① 産学官連携を「コスト」ではなく「価値」への投資としてとらえ、「知」を価値付け（値付け）する手法を整理
- ② 「組織」から大学発ベンチャーを含む「エコシステム」へと視点を拡大
- ③ 大学等と産業界の両者を対等なパートナーとして、産業界向けの記載を新たに体系化

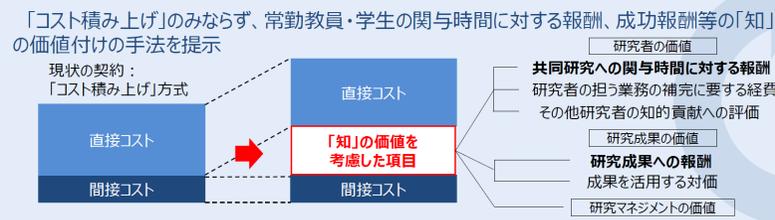
セクションA 大学等への処方箋

2016年ガイドライン実現上のボトルネックへの処方箋について整理するとともに、社会情勢と産業構造の変化に伴う新たな処方箋を提示



A-1. 資金の好循環

- 1 研究者等の有する「知」への価値付け
- 2 研究成果として創出された「知」への価値付け
- 3 必要となるコストの適切な分担



A-2. 知の好循環

- 4 知的財産権の積極的活用を前提とした契約

A-3. 人材の好循環

- 5 兼業・クロスアポイントメント制度の活用

A-4. 産学官連携の更なる発展のために検討すべき事項

- 6 大学等の外部の組織の活用
- 7 研究・産学官連携に対するエフォートの確保

セクションB 産業界への処方箋

産学官連携により新たな価値創造を目指す企業のために、先行事例を分析して手法を体系化、グッドプラクティスを共有



B-1. プロジェクトの構想・設計

- 1 経営層のコミットメント
- 2 様々な経路でのパートナー探索
- 3 ビジョンやゴールの設定

B-2. 共同研究のマネジメント

- 4 連携の責任者と窓口の一元化・明確化
- 5 複層的なコミュニケーションと進捗管理

B-3. パートナーへの投資

- 6 連携により得られる「価値」への投資
- 7 大学のマネジメント等に対する適切な支出

B-4. 長期的な人的関係の構築

- 8 人材交流の深化
- 9 次世代を担う人材の育成

B-5. 研究成果の事業化

- 10 共同研究から事業化までの継ぎ目無い接続
- 11 価値創造のための知的財産の戦略的活用

参考：直接コスト・間接コストの考え方

名古屋大学が今後教育研究機能を一層強化し、企業の皆様との共同研究によって新しい価値の創造や社会課題解決、更には人材育成の面でより深く貢献してゆくためには、研究環境のたゆまざる改善が不可欠です。その原資として、今回、産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインや他大学の事例を踏襲し、直接コスト・間接コストの概念を導入いたしました。

